

# 地域資源活用イベント支援事業実施要項

## (目的)

第1条 この要項は、地域の観光振興を図るため、市町村もしくは市町村観光協会（以下「市町村等」という。）または複数の市町村等もしくは観光事業者等が連携して設立した団体が、独自性のある地域イベントに要する観光宣伝事業等を実施する場合において、宿泊型観光の促進に資することを目的に、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）が行う協賛事業について、必要な事項を定めるものとする。

## (協賛対象団体)

第2条 協議会の協賛の対象となる団体は、次の各号の何れかに該当する団体（以下「団体等」という。）とする。

- (1) 市町村等
- (2) 複数の市町村等又は協議会の会員である観光事業者等から構成された団体であり、かつ当該団体の構成員が複数の市町村に所在していること。
- (3) 協議会の予算に基づく負担金若しくは協賛金を完納若しくは完納することが確実な団体等であること。

## (協賛対象事業)

第3条 協議会の協賛の対象となる事業は、団体等が特に宿泊型・体験型の誘客促進を目的に実施する次の観光宣伝事業とする。ただし、同一事業への協賛は、開始年度を含め新規事業3年間、継続事業2年間を限度とする。

- ・朝や夜に体験できる地域の観光資源等を活用し、宿泊観光の促進を図り、かつ、独自性のある地域イベントに要する宣伝事業・観光拠点等へのモニター事業など。
- ・既に実施しているイベントについては、地域の宿泊施設など観光事業者との連携を強化するなど新たな取組を加えること。

## (協議会の協賛)

第4条 協議会は、前条で認めた協賛対象事業について、事業推進のための組織体制及び予算措置が明確になっている場合、申し出に基づき当該事業に必要な経費を認定し、その一部を負担することにより、事業に協賛するものとする。

## (協賛の範囲)

第5条 協議会は、前条に基づいて協賛する場合には、当該年度の事業に必要と認定した経費について下表の範囲で経費の一部を負担する。

負担割合等	限度額	備考
事業費の1/2	構成団体の所在する市町村数 ×30万円（ただし、150万円を限度とする。）	・新規のものを優先する

(協賛の期間)

第6条 第4条に基づく協賛は、申し出のあった年度に限り行うことができるものとする。

(協賛の申し出)

第7条 団体等は、協賛対象事業の実施について協議会に協賛を求める場合には、当該事業に必要な経費等を記した協賛申出書(様式1)を協議会に提出するものとする。

(協賛の決定)

第8条 協議会は、前条による協賛申出書の内容を検討し、協賛対象事業として認定することが適当と認めた場合は、当該団体等に対し協賛決定通知書(様式2)により通知するものとする。

(協賛の変更)

第9条 団体等は、協賛の決定後に不測の事態により申し出た事業の履行が困難となった場合は、代替する事業内容に係る協賛変更申出書(様式3)を提出するものとする。  
2 協議会は、変更申出の内容が当初に協賛を決定した内容と同様の効果を有すると認めた場合は、団体等に協賛変更決定通知書(様式4)により通知するものとする。

(協賛の廃止)

第10条 協議会は、次の場合に団体等への協賛を廃止するものとする。  
(1) 協賛申出書に係る当該年度の事業計画の履行が困難となった場合において、協賛変更申出書の提出が無い場合。  
(2) 前条に係る協賛変更申出書の内容が、当初の協賛を決定した内容に比べ同一の水準に達していないと認められる場合。  
(3) 団体等が申し出た協賛対象事業と当該団体等の実施内容が異なる場合。  
2 協議会は、協賛を廃止した場合は協賛廃止通知書(様式5)を協賛申出書の提出者に送付するものとする。

(実績報告)

第11条 団体等は、当該年度の協賛対象事業が完了したときは、協賛対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、協議会に対し協賛実績書(様式6)及び負担金請求書を提出するものとする。

- 2 協賛対象事業で作成したチラシ・パンフレット等の広報宣伝媒体には、原則として「協賛：漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会」及び協議会のシンボルマークを表示することとする。
- 3 協賛実績書の提出にあつては、事業協賛対象金額に対して支出した内容のわかる書類若しくはその写しを添付して提出するものとする。

(負担金支出)

第 12 条 協議会は、団体等より提出のあつた協賛事業実績書について適当と認められる場合は、併せて提出のあつた請求書に基づく請求金額を当該団体等に支払うものとする。

(財産等の帰属)

第 13 条 団体等が、協賛対象事業の実施に伴い取得した権利等については、当該団体等に帰属するものとする。

(その他)

第 14 条 この要項の施行に関し必要な事項については、協議会事務局長が別に定める。

付則

- 1 本要項は平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 7 条の規定に基づく協賛申出書を提出した団体等が、合併等の理由により組織が廃止した場合に合つては、協賛対象事業の実施及び清算等を引き継いだ組織を協賛対象団体とみなす。